

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、秋田・タイ王国友好協会（英文名Akita - Thailand Friendship Association）と称する。

(事務所) 本会の事務所は、秋田市中通3丁目1番41号 株式会社北都銀行内に置く。

第2条 本会は、秋田県民とタイ王国国民との相互理解を深め、日本及びタイ王国両国の友好関係を促進することを目的とする。

(目的)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(事業) (1) 秋田県とタイ王国の経済、観光、文化、スポーツ等の幅広い交流を図る事業

第4条 (2) 秋田県の情報発信や通訳、コンサルタントの情報発信、専門家紹介事業

(3) タイ王国に関するセミナー開催や各種教室での啓発・理解促進事業

(4) その他の関係団体・機関との協力事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た法人及び個人とする。

(1) 正会員

(2) 準会員 県市町村自治体会員のうち教育・福祉・観光等部署担当者をいう。

(入会及び資格の喪失)

第6条 1 本会への入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。

(1) 退会届を会長に提出したとき

(2) 死亡したとき

(3) 本会の名誉を傷つける行為があったとき

3 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

(会費)

第7条 1 本会の会員は、次の年会費を納入するものとする（設立初年度は除く）。

法人会員：年会費20,000円 一般（個人）会員：年会費5,000円

2 県市町村自治体及び特別顧問、顧問の年会費は不徴収とする。

第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 特別顧問 (4) 副会長

(2) 顧問 (5) 理事

(3) 会長 (6) 監事

(役員を選任)

第9条 1 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。

2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

3 役員から任期途中で辞任の申し出があった場合において、当該役員からその残任期間を務めるにふさわしい者の推薦があったときは、会長は理事会の承認を得て、当該推薦のあった者を辞任の申し出があった役員の補欠として選任することができる。

(役員職務)

第10条 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を審議する。

4 監事は、会計監査を行う。

(役員任期)

第11条 1 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(特別顧問及び顧問)

第12条 1 本会に、特別顧問及び顧問を置く。

2 特別顧問及び顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 特別顧問及び顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べる。

第4章 会議

(種別)

第13条 1 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

2 第4条の事業を行うために、専門部会をおくことができる。

(構成)

第14条 総会は会員の代表によって構成され、理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

(権能)

第15条 1 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び事業決算

(3) 規約の改正

(4) その他理事会が必要と認めた事項

2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 会務の執行に関する事項

3 前2項の規定に関わらず、軽微な事項については、総会又は理事会の議決を経ることなく、会長の決裁により決することができるものとする。

(招集)

第16条 1 定時総会は、原則毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

4 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

第17条 1 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出したものは出席したものとみなす。

2 会議の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

第6章 雑則

1 この規約は、平成26年11月4日から施行する。

2 この規約施行後、最初に置く第8条第1号から第6号までの役員任期は、第11条の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。